

島根県個人情報保護制度運用状況書（令和5年度）

1 個人情報の開示、訂正等及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

（単位：件）

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	10	16					10	16
松江地区県政情報コーナー	2	3					2	3
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	10	10					10	10
県央地区県政情報コーナー	2	2					2	2
浜田地区県政情報コーナー	6	9					6	9
益田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	1	1					1	1
小 計	32	42					32	42
警察情報公開センター	2	3					2	3
各警察署情報公開窓口	20	38					20	38
小 計	22	41					22	41
合 計	54	83					54	83

注 1 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定し、処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

（単位：件）

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	38			38
政策企画局				
総務部	1			1
防災部				
地域振興部				
環境生活部	10			10
健康福祉部	24			24
農林水産部	1			1
商工労働部	1			1
土木部	1			1
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会	4			4
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員会				
公安委員会				
警察本部長	41			41
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁業管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	83			83

注 1 件数の合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 開示に伴う写しの交付内訳 (単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機に複写したもの	白黒	576
	カラー	2
光ディスクに複写したもの		6

(参考) 開示決定等するまでの期間

決定期間	決定件数
請求日から15日以内	39
請求日から16日～30日以内	14
決定期間の延長をしたもの	
合 計	53

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況 (単位：件)

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
31	46	3	2			1		83

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

(2) 非開示理由の内訳 (単位：件)

非開示理由	決定
第78条第1項第1号	
第2号	37
第3号	
第4号	
第5号	16
第6号	
第7号	23
第124条第1項	3
条例第4条	35
計	114

注 件数は、「保有個人情報の開示をする旨の決定について」の「開示をしないこととした理由」の欄及び「不開示とした部分とその理由」の欄に記入された数をいう。

(3) 訂正等請求の決定等の状況

訂正等請求はありませんでした。

- 3 個人情報の利用停止請求の処理状況
利用停止請求はありませんでした。

- 4 不服申立ての件数及び決定状況

区分	審査請求							
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	9 (繰越9)		1		1		5	2

注 1 件数は、審査請求書の数をいう。

2 「審査請求」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中及び未諮問等であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、諮問済であるが未審議のもの数をいう。